

3. 整備項目、整備目標時期及び整備主体

(1) 駅舎

① 堺駅

整備項目	整備目標時期	整備主体			
		公共交通事業者	道路事業者	公安委員会	その他事業者
a 垂直移動施設の整備					
西口スロープの改良	○				■(施)
改札内外エレベータの音量・開閉時間調節	●	■			
c 誘導案内情報施設の整備					
駅全体の案内サイン等の検討	●	■			
駅全体の誘導ブロックの配置等の検討	●	■			
列車接近を示す視覚情報設備の設置	●	■			
e 設備・施設の改良					
券売機の点字表示、車いす対応、IC化への対応	○	■			
駅務室における FAX 対応	●	■			
トイレ出入口への点字板および案内図の設置	●	■			
一般トイレ出入口の段差解消	●	■			

② 堺東駅

整備項目	整備目標時期	整備主体			
		公共交通事業者	道路事業者	公安委員会	その他事業者
a 垂直移動施設の整備					
改札内外エレベータの音量・開閉時間調節	●	■			
c 誘導案内情報施設の整備					
駅全体の案内サイン等の検討	●	■			
駅全体の誘導ブロックの配置等の検討	●	■			
西口、北口への主要施設案内図の設置	●	■			
e 設備・施設の改良					
トイレ出入口への点字板および案内図の設置	●	■			
券売機の点字表示、車いす対応、IC化への対応	○	■			
駅務室における FAX 対応	●	■			

<凡 例>

整備目標時期

- : 今後 5 年間程度で対応
- : 今後 10 年間程度で対応

整備主体

- : 主な整備主体
- (■) : 連携が必要となる
主な事業者

その他事業者

- (市) : 堺市等
- (施) : 施設管理者
- (再) : 再開発組合等
- (商) : 事業者等
- (公) : 公益事業者

(2) 駅前広場

整備項目	整備 目標 時期	整備主体			
		公共交通 事業者	道路 事業者	公安 委員会	その他 事業者
a 誘導案内情報施設の整備					
路線図・料金表等の改良	●	■			
点字・音声誘導設備の設置・改良	○	■			
b 設備・施設の改良					
身体障害者用駐停車帯の設置	○		■	■	
ベンチ等の設置	○	■	(■)		

(3) 道路

整備項目	整備 目標 時期	整備主体			
		公共交通 事業者	道路 事業者	公安 委員会	その他 事業者
a 既設道路の改良					
段差の改善	●		■		
舗装面の改善	○		■		
横断勾配の改善	○		■		
波打ち歩道の改良	○		■		
街灯の整備	○		(■)		■(施)
道路照明灯の整備	○		■		
b 誘導・警告ブロックの敷設・改良	●		■		
c 既設歩道等の改良(有効幅員の確保)					
電柱・柵・車止め等の移設・集約による有効幅員の拡大	○		■		(■)(公)
d 障害物等の撤去・規制					
不法駐輪車両の撤去・規制	●		■	(■)	(■)(商)
不法駐車車両の撤去・規制	●		(■)	■	(■)(商)
商品・看板の指導及び撤去	●		■	(■)	(■)(商)

(4) 信号交差点、交通規制

整備項目	整備 目標 時期	整備主体			
		公共交通 事業者	道路 事業者	公安 委員会	その他 事業者
a 既設信号の改良					
主要信号交差点における音響声信号化または改良	○			■	
歩行者青時間の延長等の改良	●			■	
視覚障害者用道路横断帯(エスコートゾーン)の設置 注)	○		■	■	
d 立体横断施設部等における横断歩道の設置					
横断歩道の設置	○		(■)	■	

注) 設置に際しては、有効性・安全性等の検討を踏まえ、事業者間で協議・調整を図る。